

(仮称) 「白馬村マナー条例」 【素案】 解説図

(旧) 「美しい村と快適な生活環境を守る条例」

(第8条) 空き缶等の投棄等禁止

(第9条) 深夜の花火禁止

(第10条) 路上スキーの禁止

(第11条) 歩行中の喫煙及び飲酒の禁止

(第12条) 飼い犬等のふんの放置禁止

(第13条) 酒類の提供禁止

(第14条) 自動車等の放置禁止

(第15条) 空き家等の適正管理

- ・落書き及びステッカー貼りの禁止
- ・深夜の騒音の禁止
- ・迷惑運転等の禁止
- ・景観や生活環境を損なう行為の禁止



(新) 「快適な環境づくり条例」

- ・空き缶等の投棄等禁止
- ・飼い犬等のふんの放置禁止

(新) 「空き家適正管理条例」

- ・空き家等の適正管理



追加

近年の状況から
4つの項目を
追加します

分離

(新) 「白馬村マナー条例」

(第9条) 落書き及びステッカー貼りの禁止

(第10条) 深夜の花火禁止

(第11条) 深夜の騒音の禁止

(第13条) 路上スキーの禁止

(第14条) 歩行中の禁止行為

(第15条) 酒類の提供禁止

(第16条) 冬期における迷惑運転等の禁止

(第17条) 無断駐車の禁止

(第18条) 景観や生活環境を損なう行為の禁止

改正前条例にあった
3つの項目は内容を整理し、
他の条例で規定することに
しました

「美しい村と快適な生活環境を守る条例」は、一定の効果をあげることができたものの、増え続ける海外からの観光客の理解不足や、想定しなかった迷惑行為の発生が増えてきたこともあり、罰則条項の追加による法的抑止力の強化を望む切実な声などにより、今回の見直しになりました



将来的には
分離を検討



(新) 「白馬村経営条例(仮称)」

- ・酒類の提供における事業者の責務
- ・チェックイン時にマナー条例説明の義務